

兵庫県学校栄養士協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県学校栄養士協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を公益財団法人兵庫県スポーツ協会兵庫県学校給食・食育支援センター内に置く。

公益財団法人 兵庫県スポーツ協会兵庫県学校給食・食育支援センター
〒673-1421 兵庫県加東市山国 2007
TEL 0795-42-3791
FAX 0795-42-3795

(目的)

第3条 本会は、児童生徒の生きる力を育むために、学校における食育の推進を図るとともに学校給食の普及と充実並びに栄養教諭及び学校給食の栄養に関する職務に従事する栄養士（以下「栄養教諭等」という。）の資質の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、本会は次の事業を行う。

- (1) 児童生徒の適切な栄養の摂取に関する調査研究
- (2) 学校給食の普及と充実に関する調査研究
- (3) 学校給食の衛生管理及び食品の安全に関する調査研究
- (4) 会員相互の連絡及び資質の向上に関する事業
- (5) 研究成果の発行に関する事業
- (6) 学校と家庭・地域との連携に関する事業
- (7) 公益社団法人全国学校栄養士協議会の事業の代行並びに連絡事項
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し兵庫県内に勤務する公益社団法人全国学校栄養士協議会会員で組織する。

(会費等)

第6条 会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 会員が退会または休会するとき、すでに納入した会費はこれを、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類別)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 運営委員 10名以上
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長及び監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2. 会長、副会長、監事の選任方法は別に定める。
- 3. 運営委員は、次に定めるブロック毎に1名（ただし会員数50名以上のブロックは2名が望ましい）を選任し、総会において承諾する。
 - (1) 神戸
 - (2) 阪神
 - (3) 東播磨・淡路
 - (4) 西播磨
 - (5) 但馬
 - (6) 丹波
 - (7) 県立（国立、私立などを含む。）
- 4. ブロック毎に小委員を置く。
- 5. 書記及び会計は、会長が任命する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 3. 運営委員は、運営委員会を組織し、この規約に定めるもののほか、総会の権限に属しめられた事項以外の事項を議決し、会務の執行を決定する。
- 4. 書記及び会計は、会長の指示により事務に従事する。
- 5. 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て補充する。
補欠により就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、運営委員会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第4章 会議

第12条 会議は、総会及び運営委員会とする。

2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会)

第13条 通常総会は、第5条に規定する会員をもって構成し、年1回これを開催する。

2. 臨時総会は、運営委員会において必要と認めた場合に開催する。
3. 総会は、会長が招集し、その議長は会議の都度、当該会議に出席した会員の中から選出する。
4. 総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
ただし、委任状をもって出席と認めることができる。
5. 議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計、運営委員をもって構成する。

2. 運営委員会は、会長が招集し、随時開催する
3. 運営委員会において、小委員の出席を必要と認めた場合、会長は小委員を招集することができる。
4. 運営委員会は、会長が議長となる。
5. 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
6. 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

(権限)

第15条 総会は規約の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支決算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支予算についての事項
 - (3) その他本会の事業に関する重要事項で運営委員会において必要と認められるもの。
2. 運営委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決定する。
- (1) 総会の議決した事項の執行
 - (2) 総会の付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行

(議事録)

第16条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び当該会議に出席した構成員の代表1名が署名捺印の上、これを保存する。

第5章 会計

(資産)

第17条 本会の資産は、次に掲げるものからなる。

- (1) 会費
- (2) 研究助成金
- (3) その他の収入

2. 本会の会費は、年額3,000円とする。

(経費の支弁)

第18条 本会の事業執行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第19条 本会の事業及び会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

第20条 この規約は運営委員会及び総会において、それぞれの出席した構成員の3分の2以上の議決を得なければ、変更することができない。
ただし、委任状をもって出席と認めることができる。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第21条 本会は、次の書類を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 収入、支出に関する諸帳簿及び証拠書類
- (4) 総会及び運営委員会の議事録
- (5) 研修会の記録
- (6) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項の(1)(2)号は永久に保存し、(3)(4)(5)号は10年、(6)号は1年保存しなければならない。

第 8 章 雑則

第 2 2 条 本会規約に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が、別に定める。

(附則) 本会規約は、平成 2 4 年 6 月 2 9 日より施行する。

- 2 この規約は、令和 4 年 6 月 7 日から一部改正施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規約は、令和 7 年 2 月 1 8 日から一部改正施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

兵庫県学校栄養士協議会規約細則

規約第 8 条の会長、副会長、監事の選出方法は次の通りとする。

1. 役員経験者若干名をもって、役員選考委員会を設置する。
役員選考委員会は、会長が委嘱する。
2. 役員選考委員会は、互選により委員長を選出する。
3. 会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名は、役員選考委員会において、会員の中から選出する。
4. 委員長は、選考した役員候補者が勤務する校長等の承認及び本人の承諾を得る。
5. 委員長は、前項 4 を確認した後、選考した役員候補者を、総会において報告し、会員の承諾を得る。
6. この規約細則に関する改正については、運営委員会において出席した運営委員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。
ただし、委任状をもって出席したことを認めることができる。

(附則) この規約は、平成 2 4 年 6 月 2 9 日より施行する。